別表六（二十三）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の４第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒁) ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０) ⒂」又は「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒃) ((1)＜(5)の場合は０) ⒄」の各欄は、「増加促進割合 (3)/(2) ⑷」の欄に記載した割合が次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「０」と記載すること。

⑴　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度　0.04（その適用を受ける法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の12の５第２項第７号に規定する中小企業者等をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合には、0.03）

⑵　⑴に掲げるもの以外の事業年度　0.05（その適用を受ける法人が中小企業者等である場合には、0.03）

3　「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒁) ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０) ⒂」の欄は、平成29年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「⑿又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(⑿＋⒁)」及び「又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合」を消すこと。

4　「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⒃) ((1)＜(5)の場合は０) ⒄」の欄は、平成29年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「⑿又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(⑿＋⒃)」を消すこと。

5　「当期税額基準額 ⒅×10又は20/100 ⒆」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

6　「当期税額控除可能額 ((⒂又は⒄)と⒆のうち少ない金額) ⒇」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等である場合には「⒂又は」を消し、その他の場合には「又は⒄」を消すこと。

7　租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項第１号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額 ㉖ (2)」の欄には、「１」と記載すること。

8　「基準雇用者給与等支給額 ㉔×㉕ ㉖」の欄は、次に掲げる場合には、「基準雇用者給与等支給額 ㉔×㉕×70/100 ㉖」として記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の５第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

9　租税特別措置法施行令第27条の12の５第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が０である場合には「継続雇用者給与等支給額 ㉜－㉝ ㉞」の「適用年度　①」及び「月別支給対象者の合計数　㉟」の「適用年度　①」の各欄には「１」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が０である場合には「月別支給対象者の合計数　㉟」の「前事業年度又は前連結事業年度　②」の欄には「１」と記載すること。